



会 員 規 約

◆成人会員規約

第1条【名称】

本クラブは「レイスポーツクラブ岡山」と称す。

第2条【所在地】

岡山市南区泉田1丁目7の6に置く。

第3条【運営管理】

本クラブの施設は株式会社山陽レイスポーツが所有し、かつクラブの管理・運営にあたる。

第4条【目的】

本クラブは、クラブ内のすべての施設プログラムを利用し、会員及びクラブを利用する方自身の健康維持と増進に努めるとともに健全かつ明朗な親睦をはかることを目的とする。

第5条【会員資格】

本クラブに入会できる方は本クラブの趣旨に賛同される方で、クラブ運営委員会で認められた方を会員とする。会員の区分は成人会員のみとし高校生以上を対象とする。

第6条【運営委員会】

クラブのチーフ、ヘッドコーチ及び運営会社役員で構成する。

第7条【休業日】

毎月第2日曜日を定休日とする。その他補修工事、その他やむを得ない事由が発生した場合休業することがある。

第8条【入会手続き】

本クラブに入会を希望される方は、クラブが定める入会申込書に必要事項を記入し、入会金と会費を収める。そして規約、利用上の注意に同意され、同意書に記入捺印うえ提出しなければならない。

第9条【入会金、会費の有効期限】

入会金は本クラブの資格を失うまで有効とする。会費は1年間を一括払いで支払う年会費と毎月前月の25日に指定銀行口座から引き落とす月会費の制度がある。退会する場合や会費を滞納され(3ヶ月分)運営委員会にて処分された場合は、カードを必ず返さなくてはならない。

第10条【会費等の返金】

一旦納入された入会金、会費は理由のいかんにかかわらず返金は一切しない。

第11条【除名等】

本クラブの規約に違反するなど、会員としてふさわしくない行為のある者に対して運営委員会において協議の上除名することがある。

- 1) 会費その他の支払いを3ヶ月以上滞納した時
- 2) 本規約及びクラブの定める規約並びに利用上の規約に違反した時
- 3) 本クラブの施設を故意に棄損した時
- 4) 本クラブまたは会社の名誉を傷つけ、秩序を乱した時
- 5) 飲酒で利用した時
- 6) その他会員として品位を損なうと認められる行為のあった時

第12条【会員資格の失効】

- 1) 会員本人から申し出に基づく退会（手続きは退会される月の前月15日までにフロントにて本人が退会届を出した場合）
- 2) 会員資格の譲渡
- 3) 除名
- 4) 死亡

第13条【会員の厳守事項】

本クラブの会員は次の事項を厳守しなければならない。

- 1) クラブ内では全てコーチの指示に従うこと。
- 2) クラブの秩序を守り他に迷惑をかけないように努めること。
- 3) チームワークを会員相互で守り、明朗快活なスポーツマンとなるよう楽しい雰囲気の中でトレーニングすること。
- 4) クラブ内に必要以上の貴重品や多額の現金を持ちこまない又、クラブに備えてある備品以外のトレーニング器具を持ちこまない。
- 5) 利用上の注意規約は必ず守る

第14条【会員資格の譲渡】

会員は会員資格の譲渡は出来ない。

第15条【管理責任】

本クラブ内で発生した事故、盗難については、一切責任を負わないものとし、これについて一切異議を申し出ることは出来ない。ただし、本クラブにおいて定められたコース内で、本クラブの責任と認められる事故については、本クラブの加入する保険金内の補償とし、責任は負わないものとする。

第16条【会員証】

紛失された場合は、フロントにお申し付けください。その際実費にて再発行します。

第17条【改訂】

本規約の改訂・変更は運営委員会の定めるところによるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。

第18条【退会】

退会される場合は、前月の15日の営業時間（8月は15日前後が休館日となりますのでご注意ください。）までに本人が退会届けに記入・捺印し、会員証（カード）と共に、フロントに提出しなければならない。尚、事務締切日の15日以降の退会手続きは翌々月の退会とする。

第19条【発効】

この規約は昭和59年6月1日に効力を生じる。

【規約はビジターにも及ぶものとする】
クラブ内でのマナーに注意してください。

【入会できない方】

暴力団、いれずみ（ファッションタトゥー含む）を入れている方、精神的な異常がある方など本クラブにふさわしくないとと思われる方は、本クラブに入会出来ない。

〒700-0944
岡山市南区泉田1-7-6
レイスポーツクラブ岡山
電話 086-233-2626